



福岡県医師会 第1722号(地)

平成25年10月16日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻 一良

(公印省略)

岡垣町子ども医療費支給制度の改正について

今般、平成25年10月1日診療分から、岡垣町の外来における子ども医療費支給制度の対象を、現行の未就学時までから、小学校6年生まで引き上げる旨、岡垣町健康づくり課医療年金係より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、岡垣町健康づくり課医療年金係(093-282-1211)までご照会ください。

記

1. 改正日：平成25年10月1日

2. 改正内容

(1) 外来に係る岡垣町子ども医療費支給制度の対象者を下記の通り拡大する。

	通院自己負担	入院自己負担
未就学時	無料	無料
小学生	医療機関ごと月 800 円上限 (薬局除く。)	無料
中学生	助成対象外	無料

※上記、太枠で囲んだ欄が、今回助成対象に追加された部分です。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

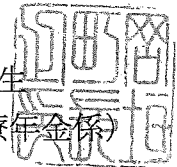
25岡健第929号

平成25年10月3日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

岡垣町長 宮内 實生
(健康づくり課 医療年金係)



岡垣町子ども医療費支給制度の改正について（依頼）

日頃から当町公費医療制度について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当町では、より幅広い年齢の子どもが安心して医療を受けることができるとともに子育て家庭の負担軽減を図るため平成25年10月1日から子ども医療費支給制度を改正しています。

今回の改正は、小学生の通院医療費について助成の対象に加えるものです。

つきましては、改正の趣旨をご理解いただき本制度の円滑な実施にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

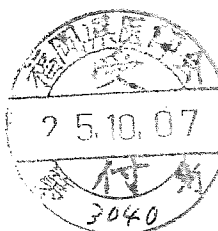
1 改正日 平成25年10月1日

2 改正内容

	通院自己負担	入院自己負担
未就学児	無料	無料
小学生	医療機関ごと月800円上限（薬局除く。）	無料
中学生	助成対象外	無料

※上記、太枠（網掛け）で囲んだ欄が今回助成対象に追加した部分です。

3 医療証の「一部自己負担」欄の表記
添付の医療証見本を参照してください。



※就学前（現行）

子		福岡県岡垣町子ども医療証	
有効期間	から まで		
負担者番号	81400699		
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日		
一部自己負担金	入院：徴収しない 入院外：徴収しない		
発行機関名及び印			
交付年月日			

※この証は、県外の保健医療機関等では使用できません。

※中学生（現行）

子		福岡県岡垣町子ども医療証	
有効期間	から まで		
負担者番号	81400699		
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日		
一部自己負担金	入院：徴収しない ※入院外は公費負担されません		
発行機関名及び印			
交付年月日			

※この証は、県外の保健医療機関等では使用できません。

※小学生（改正による追加分）

子		福岡県岡垣町子ども医療証	
有効期間	から まで		
負担者番号	81400699		
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日		
一部自己負担金	入院：徴収しない 入院外：1月当たり800円を限度 ※上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担してください		
発行機関名及び印			
交付年月日			

※この証は、県外の保健医療機関等では使用できません。

※来年4月から小学生（改正による追加分）

子		福岡県岡垣町子ども医療証	
有効期間	平成25年10月1日から 平成26年9月30日まで		
負担者番号	81400699		
医療証は毎年10月更新です。したがって有効期限は翌年9月30日までとしています。 ※ 来年4月小学生になる子については、4月から自己負担が発生するのでその旨記載しています。医療証は、切り替えずにそのまま9月末まで使用していただきます。			
一部自己負担金	入院：徴収しない 入院外：徴収しない（但し、平成26年4月診療分からは1月当たり800円を限度。） ※上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担してください		
発行機関名及び印			
交付年月日			

※この証は、県外の保健医療機関等では使用できません。